

環境省主催による「災害廃棄物対応セミナー ～ 北海道胆振東部地震の教訓に学ぶ発災後の対応 ～ 」に参加しました（平成31年3月4日、札幌市内）。定員150名のところ、会場はほぼ満席に近い状態で、国や自治体そして企業の方々の関心がとても高い印象です。

セミナーでは環境省東北地方環境事務所から講師をまねき、北海道胆振東部地震による初動対応の状況とその必要性について、また福岡県朝倉市より災害廃棄物処理の体験に基づく計画のあり方に関するお話がありました。

また、北海道大学大学院工学研究院教授をコーディネーターに、7名のパネラーの方々によるパネルディスカッションの結果、自治体による「災害廃棄物処理計画」の必要性が課題として改めて提示されました。

（以下、主な内容を要約します。）

ア 受援体制について、平時に基本方針だけでも定める必要がある。

～ボランティアへの情報提供

～災害協定。分別収集の協力依頼

～支援者に何をしてもらうのか。通常委託している事業者とのすみ分け

- ・支援者、ボランティアは、はじめてその町に訪れる方が多い。公共施設や防災拠点の位置図などを用意することが有効。

イ 各自治体内の連携と、段階・局面に応じた柔軟な配置を検討する。

- ・平成28年の熊本地震は新年度体制の4月に発生し、知識や経験が少ない職員が対応。状況に応じた配置を構築する。

ウ 補助制度の活用も含め、非常災害時の財政措置について検討する。

- ・平成23年の東日本大震災はまちの財源に余裕の無い3月に発生。非常災害時の財源を確保しておく必要がある。

エ 道庁と市町村の災害時の連携体制について、廃棄物・環境部門においても構築する。

- ・特に流木やがれき等、雪だるま式に増える災害廃棄物について、環境部門だけで処

理するのは困難。役割分担を明確にする。

- ・自治体担当が把握していないところで道庁主導による支援の輪が広がっていた。今後も道庁、更には振興局の役割に期待。

オ 災害発生において、平時に廃棄物を処理している施設の搬入が停止となった場合や収集運搬が困難になった場合は、代替措置を検討する。

- ・産業廃棄物処理業者との協定は重要。
- ・「廃棄物処理マニュアル」を策定し、一般廃棄物と産業廃棄物を明確に分けておく。
- ・災害発生時は可燃物、木材が多いが、復旧作業に入るとコンクリート殻、陶磁器類が増える。分別ができるよう、種類・規模に応じた十分な仮置き場の確保など。

以上です。

廃棄物処理法の基本方針（平成28年1月）では、市町村の役割として「災害発生時に備えた災害廃棄物処理計画を策定し、適宜見直しを行うものとする」と明記されております。

私たち、ホクスイ設計コンサルは、皆さまのお役に立てるよう、引き続き「災害廃棄物処理計画」の情報をお知らせしたいと考えます。

道内市町村をはじめとする自治体、ご担当の方々には、計画策定に関するご相談など、お気軽にお電話メールなど、ご連絡下さい。

（環境グループ担当；平野利明）

株式会社ホクスイ設計コンサル

〒060-0806

札幌市北区北6条西9丁目2番地

☎ 011-737-6232 （本社／営業部）

FAX 011-708-5286

E-mail info@hokusui-p.com